

証券投資信託 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名 愛称	ファイデリティ・日本小型株・ファンド
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 商品分類	投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式
4. 商品属性	
当初設定日	1998年4月1日
信託期間	無期限
クローズド期間	ありません。
主要投資対象	<ul style="list-style-type: none"> ● ファイデリティ・日本小型株・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。 ● ファイデリティ・日本小型株・マザーファンドは、わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式のうち、小型株を主要投資対象とします。 ● 個別企業分析により、比較的規模の小さい高成長企業(市場平均等に比較し成長力があり、その持続が長期的に可能と判断される企業)を選定し、利益成長性等と比較して妥当と思われる株価水準で投資を行います。 ● ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。 ● 株式への投資は、原則として高位を維持し、信託財産の総額の65%超を基本とします。 ● ファミリーファンド方式により運用を行います。 ● Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックス(配当金込)をベンチマーク(運用目標)とし、長期的にベンチマークを上回る運用成果をあげることを目標とします。 ● 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。
運用方針	
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式への実質投資割合：制限を設けません。 ● 一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ等の投資制限：信託財産の純資産総額に対して、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。
ベンチマーク	Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックス(配当金込)
決算日	毎年11月30日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎決算時に、原則として収益分配方針に基づき収益分配を行います。 ● 収益分配金は自動的に再投資されます。
償還条項	<p>委託会社は、以下の場合等には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。</p> <p>◇信託期間中において信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が30億口を下回った場合 ◇信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき ◇やむを得ない事情が発生したとき</p> <p>償還が行われると受益権が換金されることにより運用が行えなくなります</p>
5. 購入方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。
お申込み単位	1円以上1円単位
お申込み価額	購入約定日の基準価額が適用されます。
6. 解約方法	当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しができません。
解約価額	売却約定日の基準価額が適用されます。
7. 費用	この商品には次の費用がかかります。
販売手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年1.793% (税抜年1.63%) (内訳：委託会社0.913% (税抜0.83%)、販売会社0.77% (税抜0.70%)、受託会社0.11% (税抜0.10%))
信託財産留保額	ありません。
その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ● ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用 ● 先物取引やオプション取引等に要する費用 ● 外貨建資産の保管費用 ● 借入金の利息 ● 信託財産に関する租税 ● 信託事務の処理に要する諸費用 ● 受託会社の立替えた立替金の利息 ● 投資信託振替制度に係る手数料および費用 ● 有価証券届出書等の作成、印刷および提出に係る費用等

(運営管理機関) りそな銀行

項目	内容
8. お申込み不可日	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求の受付を停止すること、ならびに既に受けた取得申込および解約請求の受付を取り消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので弊社コールセンターにお問合せください。
9. 課税関係	● 確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。 ● 加入者および運用指図者の方の年金資産残高に対して約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用について現在凍結されています。
10. 利益の見込み損失の可能性	● 基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできません。なお、当ファンドにおける運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者の皆さまに帰属します。 ● 当ファンドの基準価額は弊社コールセンター、Web等で開示します。
11. 基準価額の主な変動要因等 証券投資信託の運用において想定されるリスク	ファンドは、株式などの値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。主なリスク要因は次の通りです。 ◇有価証券(株式・債券等)の価格変動リスク 基準価額は株価や債券価格などの市場価格の動きを反映して変動します。 ◇為替リスク 日本以外の外国の株式や債券等に投資を行う場合は、為替リスクが発生し、各国通貨の円に対する為替レートにより、ファンドおよびマザーファンドの基準価額が変動します。 ◇カントリーリスク 海外の金融・証券市場に投資を行う場合は、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。 ◇解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク 解約資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって基準価額が大きく変動する可能性があります。 ◇信用リスク 株式および債券等の有価証券の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。また、債券等へ投資を行う場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等が発生する場合があります。
その他	◇ベンチマークとの乖離に関するリスク ファンドの投資成果は、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。また、わが国の株式市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。 ◇ボトム・アップ・アプローチに関するリスク ファンドの主たる投資対象であるマザーファンドは、ボトム・アップ・アプローチで組入銘柄を決定しますので、基準価額の値動きは、わが国の株式市場全体の動きと大きく異なる場合も想定されます。 ◇有価証券先物取引等のリスク ファンドは、証券価格の変動または証券の価値に影響を及ぼすその他の諸要因に関するファンドのリスクを増加または減少させる運用手法(たとえば有価証券先物取引等)を用いることがあります。このような手法が想定された成果を認めない場合、ファンドはその投資目的を達成できず、損失を生じるおそれがあります。
12. セーフティー ネット情報	投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
13. 持分の計算方法	解約価額(= 基準価額) × 保有口数 ※ 基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。
14. 委託会社	フィデリティ投信株式会社(信託財産の運用指図等を行います。)
15. 受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社(ファンドの信託財産の保管、管理業務を行います。) (再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

(運営管理機関)りそな銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧説を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。